

TF3：再生プラスチック・バイオプラスチックの価値創出タスクフォース

価値創出に向けた施策検討

令和8年9月29日

再生プラスチック・バイオマスプラスチックの 価値創出に向けた検討・整理

再生プラスチック・バイオマスプラスチック導入に向けた課題

- 過年度に実施した企業・業界団体等のヒアリングでは、再生プラスチック・バイオマスプラスチック導入によるコスト増を消費者の購買につなげられないという課題が指摘された。また、ブランドオーナーにとって、規制や優遇措置が無いため導入するインセンティブがないとの指摘もされた。
- バイオプラスチックの定義やマスバランス方式については、説明・理解の難しさも課題として挙げられた。

リサイクラー
石油化学メーカー



フィルムメーカー
コンバーター



ブランドオーナー



消費者

安定的な供給・価格差

- ・ 需要と供給のミスマッチ 
- ・ 化石資源由来プラスチックとの価格差   
- ・ マスバランス方式の認証コスト  
- ・ バイオマス原料の安定的な確保 

導入インセンティブの不足

- ・ 消費者の購買に繋がらない   
- ・ 規制・優遇措置が無く導入のインセンティブが働かない   

品質の確保

- ・ 求められる用途に応じた品質の確保 
- ・ マテリアルリサイクル材の使用が難しい用途への対応の考え方の整理  

定義・意義の理解の難しさ

- ・ バイオプラスチックの理解 
- ・ マスバランス方式の理解  
- ・ 原料の持続可能性の担保 

凡例

再生プラスチック（マテリアルリサイクル）

再生プラスチック（ケミカルリサイクル）

バイオマスプラスチック

EUにおける再生プラスチック・バイオマスプラスチックの導入

- EUのプラスチック関連規則（PPWR、ELVR）では、再生プラスチックの含有率目標が定められている。バイオマスプラスチックについても、評価のための期間を定めた上で、適切と評価された場合は目標を新たに定めることとされている。

PPWR

包装・包装 廃棄物規則

再生プラスチック

- ・市場投入される容器包装について、消費者使用後のプラスチック廃棄物由来の再生プラスチックを含有する義務が課される。

対象	2030年以降*	2040年以降
使い捨て飲料用ボトルを除く、PETを主成分とする接触用途の容器包装	30%	50%
PET以外のプラスチックから製造された接触用途の容器包装（除く飲料ボトル）	10%	25%
使い捨てプラスチック製飲料ボトル	30%	65%
上記以外のプラスチック製容器包装	35%	65%

バイオマスプラスチック

- ・2028年2月12日までにバイオマスプラスチック製容器包装の技術開発状況及び環境性能のレビューを実施する。
- ・適切な場合、プラスチック製容器包装にバイオマス原料の使用を増やすための目標、バイオマス原料の持続可能性要件、接触用途へのバイオマスプラスチック活用等の立法を提案する。

ELVR

自動車設計・ 廃自動車規則

- ・型式認定を受ける新車両型式について、消費者使用後のプラスチック廃棄物由来の再生プラスチック、および廃自動車または廃部品由来の再生プラスチックを含む義務が課される。

再生プラの由来	2032年9月以降	2036年9月以降
消費者使用後のプラスチック廃棄物由来	15%	25%
（うち、廃自動車または廃部品由来）	20% （全体の3%）	20% （全体の5%）

- ・2033年末までに新車におけるバイオマスプラスチックの技術開発状況、環境性能、経済性能及び入手可能性のレビューを実施する。
- ・適切な場合、車両に使用されるプラスチック中のバイオマス原料の使用を増やすための目標、バイオマス原料の持続可能性要件、再生プラスチック最低含有率目標への組み合わせ等の立法を提案する。

*2030年1月1日又は再生材含有率の算定方法に関する実施法の発効日から3年後のいずれか遅い日

（出典） European Commission, <http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>
European Commission, <http://data.europa.eu/eli/reg/2026/1738/oj>

資源有効利用促進法における再生プラの利用促進

- 製造事業者等に再生プラの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行された。
- PETボトル等の取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラ利用率の義務化が検討されている。

改正資源法の概要

- ・ 指定脱炭素化再生資源利用促進製品を対象に、**再生プラスチック利用の計画提出・定期報告**に関する省令を制定。
- ・ 指定脱炭素化再生資源利用促進製品は**プラスチック製容器包装（食品（指定PETボトル除く）や医薬品等を除く）、自動車、家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）**が対象。

判断基準省令の内容

①目標の設定	・ 再生プラスチックの利用量・利用率を向上させるための目標の設定 ・ 国産再生プラスチックを利用するよう配慮
②再生プラスチック利用促進のための技術の向上	・ 使用済物品等から再生プラスチックを取り出す技術 ・ 再生プラスチックを製品に利用する技術 等
③二酸化炭素の排出量の削減	・ 再生プラスチック利用促進により、製品の原材料調達、製造、廃棄等の過程において発生する二酸化炭素の排出量の削減に努める
④管理体制の整備	・ 再生プラスチックの利用量・利用率を適切に記録 ・ 再生プラスチック利用促進に関する事業場ごとの責任者の選任

計画提出・定期報告

- ・ 計画提出は、毎年度9月末日までに行う（2027年度から）
- ・ 定期報告は、毎年度9月末日までに行う（2028年度から）

〈参考〉利用計画のフォーマット

I 再生プラスチックの利用の促進に関する目標

事業年度	① 年度	② 年度（任意）
製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	トン／ %	トン／ %
事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	トン／ %	トン／ %
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	トン／ %	トン／ %

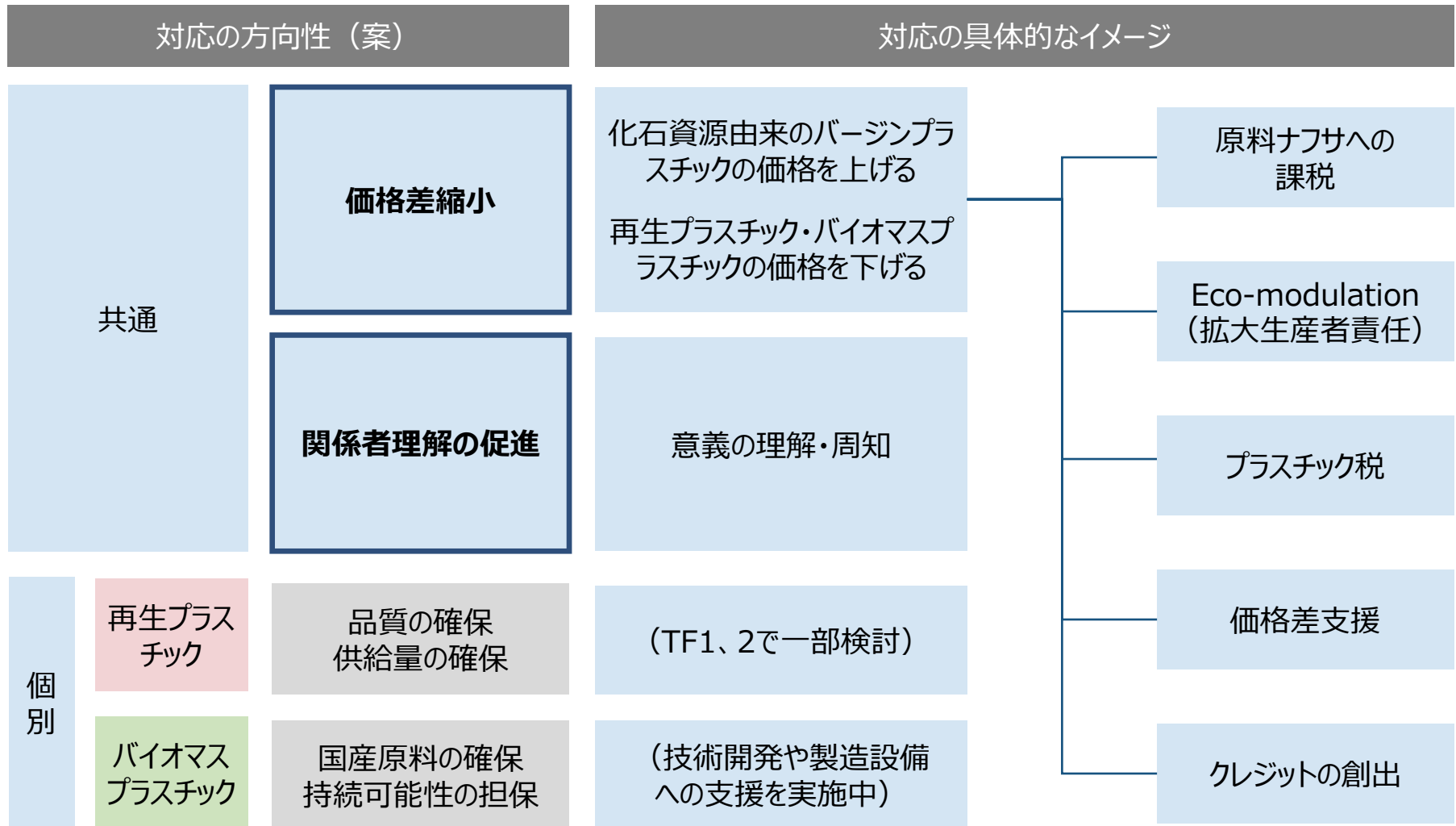
II 計画内容

(1) 技術の向上

(2) その他

本TFでの検討事項（案）

- 本TFにおいては、再生プラスチック・バイオマスプラスチックの価値創出に向けた検討として、化石資源由来のバージンプラスチックとの価格差を埋める施策、関係者理解の促進に向けた施策を中心に検討するのはいかがでしょうか。



再生プラスチック・バイオマスプラスチックの価格差縮小に関する施策例

- 再生プラスチック・バイオマスプラスチックの普及促進に向けて、化石資源由来のバージンプラスチックとの価格差を縮小するため、導入に向けた制度的ハードルが比較的低いクレジットの活用から検討することが考えられる。

	既存の施策例	メリット	デメリット
課税	エネルギーの使用に対する課税 日本：石油石炭税、地球温暖化対策税、揮発油税 EU：エネルギー課税指令	エネルギー使用の合理化に繋がる	化学品用途の化石燃料への課税は他国で実施例がない
Eco-modulation	拡大生産者責任（EPR）の導入 日本：容器包装リサイクル法等 EU：廃棄物枠組み指令等で各国に導入 （例）フランス：CITEO（再生材含む環境配慮で拠出金を最大36%軽減）	資源の有効利用に繋がる	運営が複雑になる
プラスチック税	プラスチック使用削減を目的として海外で導入 英国：プラスチック包装税（約4.8万円/トン） EU：EUプラスチック税（約150円/kg）	プラスチック使用量削減に繋がる	食品接触用途の取り扱いや、再生材含有率の証明方法が課題になる
価格差支援	サプライチェーンの早期構築を目的として、一部製品で実施 （例）水素、EV等	再生プラスチック・バイオマスプラスチック導入の直接的なインセンティブになる	市場の自立が遅れる可能性がある
クレジットの活用	GHG削減のクレジット化に加え、プラスチックリサイクル量をクレジット化するスキームも登場	（政策と比べ）制度的ハードルが比較的低い	一部のスキームでは方法論の新規検討が必要、また、効果が限定的

再生プラスチック・バイオマスプラスチックの価値創出に向けた検討・整理

- クレジットの活用
- 関係者理解の促進による需要の喚起

カーボンプレジットの類型について

- クレジットは、国連や各国政府等の公的機関が主導するクレジットと民間主導のボランタリークレジットに大別される。

運営主体		クレジットの例	制度での活用例
国連・ 政府主導	国連 (UNFCCC)	・パリ協定クレジット創出メカニズム (PACM)	・政府による削減目標への算入 ・自主的なカーボンオフセットへの利用
	二国間	・二国間クレジット制度 (JCM) 等	・温対法での報告 ・GX-ETSでの義務履行 ・自主的なカーボンオフセットへの利用 等
	各国制度	・J-クレジット (日本) 【参考】CCER (中国)、 ACCU (豪州) 等	
民間主導 (ボランタリークレジット)		・Verified Carbon Standard ・Gold Standard ・American Carbon Registry ・Climate Action Reserve 等	・自主的なカーボンオフセットへの利用

クレジットの例

- プラスチックに関するクレジットは民間主導で様々なボランタリークレジットが整備されているが、日本での創出事例は少ない。
- 再生プラスチック・バイオプラスチックとバージンプラスチックの価格差縮小策として、民間クレジットを活用できる可能性がある。

スキーム名・スキームオーナー	概要	クレジット価格*	創出状況
Plastic Waste Reduction Standard (Verra)	回収・リサイクルされたプラスチックの量をクレジット化（1トン＝1クレジット）	6.5万～13万円/t-プラ (400～800 USD/t) ^[1]	件数：31件（うち、日本国内は0件・1件申請中） 総クレジット量：13,237（回収クレジット）、27,138（リサイクルクレジット）
Verified Carbon Standard (Verra) **	プラスチックリサイクルによる温室効果ガス排出削減量をクレジット化	0.6～1千円/t-CO ₂ (4～6 USD/t-CO ₂) ^[2]	VMR0007の件数：7件（うち、日本国内は0件）
Circular Economy Certification Programme (Cercarbono)	リサイクルされたプラスチックの量をクレジット化（1トン＝1クレジット）	2万～10万円/t-プラ (140～670 USD/t) ^[3]	件数：0件（3件申請中 うち、日本国内は0件）
鹿島環境エンジニアリング	バージンプラスチックと再生プラスチックのCFPの差分のクレジット化を検討中	—	—
(参考) J-クレジット制度	CO ₂ 等の排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証	数千円/t-CO ₂ ^[4]	プラスチックリサイクル・バイオプラスチックに関する方法論は存在しない

* クレジットの価格は一般的なレンジを示しており、プロジェクトの対象、地域、特性等によって価格は異なる。

** Verified Carbon Standardのほか、世界の主要な民間クレジット制度としてはGold Standard、American Carbon Registry、Climate Action Reserveがあるが、いずれもプラスチックリサイクルを対象とした方法論は運用していない。

（出典）

[1] 事業者へのヒアリング結果に基づく

[2] <https://www.regreener.earth/blog/the-5-best-verra-vcs-carbon-credit-projects-of-2026>

[3] <https://thedocs.worldbank.org/en/doc/411ebaec936068e4bb62a0e40ebce522-0320072024/original/Product-Overview-Plastic-Credits-FINAL.pdf>

[4] https://japancredit.go.jp/steering_committee/data/haihu_260806/1_inkai_shiryo.pdf

カーボンプレジットの活用に向けた検討

- 排出削減・吸収に資する活動をクレジット化するためには、対象活動、削減・吸収効果の考え方、算定方法等を定めた「方法論（Methodology）」を整備する必要がある。
- また、追加性や永続性等の要件を満たし、排出削減・吸収効果を適切に評価できることが必要である。

再生プラ利用のカーボンプレジット化に向けた課題

- GHG削減効果としては、「①バージンプラスチックの使用回避によるGHG削減効果」、「②使用済みプラスチックのリサイクルによる焼却回避によるGHG削減効果」が考えられるが、①については既に再生プラスチックを利用する製品が存在する中で、ベースライン（比較対象となる標準的な状態）の設定が難しく、今後のリサイクル率向上も踏まえた排出削減量の算定が課題になると想定され、②については削減効果の永続性の観点から方法論の確立が難しいと想定される。

バイオマスプラ利用のカーボンプレジット化に向けた課題

- GHG削減効果としては、「廃棄物焼却施設での使用済みバイオマスプラスチック製品の焼却に伴うGHG削減効果」が考えられる。この場合、追加性（クレジット制度がなければ実施されなかった追加的な排出削減・吸収・除去活動であること）の成立やモニタリング方法が課題になると想定され、クレジット化の対象となり得る事業・活動の類型が存在するかを含めての検討が必要となる。

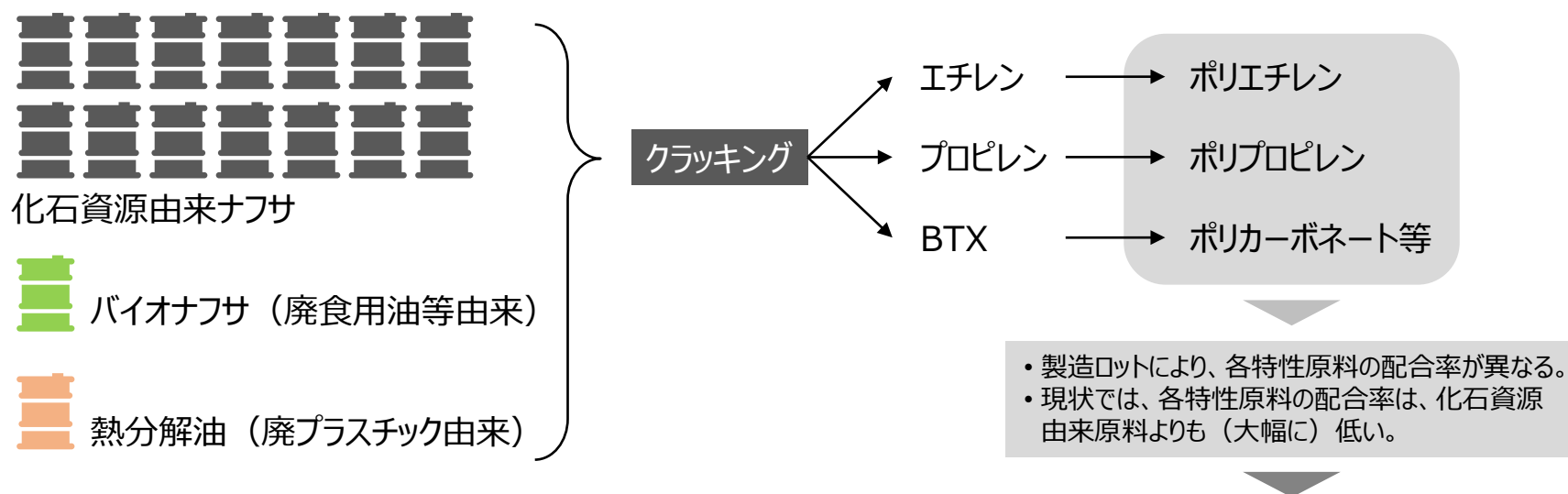
再生プラスチック・バイオマスプラスチックの価値創出に向けた検討・整理

- クレジットの活用検討
- 関係者理解の促進による需要の喚起

マスバランス方式の必要性和その活用の意義

- ナフサクラッカー等へ投入されるケミカルリサイクル由来のプラスチック分解油やバイオマス原料由来のナフサは、供給量や技術等の制約から化石資源由来原料と混合して使用されるが、個々の製品における実際の配合割合を示すことは困難である。また、現時点では配合割合が低く、実際の配合割合のままでは十分な市場価値を持つには至らない。そのため、原料の特性の量を一部の生成物に割り当てることによって管理できるマスバランス方式が必要となる。
- マスバランス方式の活用により、既存設備（ナフサクラッカー等）を活用し、化石資源由来プラスチックと同等の価値を持つプラスチック製品の製造・供給を可能とする。また、将来的に原料供給や技術が進展すれば、これらの原料の配合割合を高めていくことができる。
- これらの現状を踏まえ、将来的なケミカルリサイクル由来原料・バイオマス原料の利用拡大を通じたプラスチック資源循環の進展に向け、マスバランス方式を過渡期における手段と位置付け、その必要性・意義について、バリューチェーン全体で理解を進めていく必要がある。

プラスチックへのマスバランス方式の適用の背景とイメージ



マスバランス方式とは

ある特性を持った原料（例：バイオマス由来原料）がそうでない原料（例：化石資源由来原料）と混合される場合、原料の投入量に応じて、製品の一部に対してその特性の割当を行う手法

マスバランス方式の適用

マスバランス方式の活用に向けた課題

- 2025年度に関係団体・企業に行ったヒアリングでは、ステークホルダーの理解という観点では、「マスバランス方式が難解で理解を得ることが難しい」、「グリーンウォッシュとの指摘を受けるリスクがある」等が課題として挙げられた。

関係者の理解促進に向けた課題

① 仕組みの理解

マスバランス方式が難解で、「割り当て」という概念をステークホルダーに説明し、理解してもらうことが難しい。

② 実含有とは異なることの説明

再生プラスチックやバイオマスプラスチックの「実含有」と、マスバランス方式による「割り当て」の違いと意義の説明が難しい。

関係者の理解促進と普及のために、ガイドラインが必要ではないか

(参考) 諸外国のルール例

■ ISO 14021 (自己宣言環境主張) の改定 (2026年)

- Recycled content (再生材含有率)、Renewable material (再生可能素材)
 - マスバランス方式による割当を使用可能 (may)
 - 特性を持つ物質を含んでいることを保証しないことを説明すること (shall)
- Bio-based : マスバランス方式は使用不可
 - Identity preserved, Segregated, Controlled blendingのみ使用可能

■ 第三者認証 (ISCC PLUS、エコマーク)

- ISCC PLUSでは、物理的な含有を示唆する主張は認められない
認められる表示例 : 100% bio-based container (excluding the lid), certified via the ISCC mass balance approach.
- エコマークでも、実配合と誤認される可能性のある表記は認められない
認められる表示例 : バイオマス由来特性を○%割り当てたプラスチックを使用

■ 米国 Recycled Materials Attribution Act of 2026 (H.R.7502) (案)

- 再生材含有率の証明方法として、第三者認証の取得を条件として、マスバランス方式による割当を認める
- 成立後1年以内にFTC (連邦取引委員会) が本法と整合するよう、マスバランス方式を認める形でGreen Guideを更新するよう求める

(出典) ISO 14021, ISCC System, "ISCC 208 Logos and Claims Version 2.2", エコマーク事務局, "「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の取扱方針", https://www.ecomark.jp/pdf/bio-attributedplastics_policy.pdf
USA, "H.R.7502 - Recycled Materials Attribution Act of 2026", <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/7502>

(参考) エコマークにおけるマスバランス方式の活用状況

- エコマークでは、2023年にバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック製品の認定基準を策定した。
- また、2025年には、ケミカルリサイクルプロセスの認定基準を策定するとともに、ケミカルリサイクル由来の化学製品を原料に使用した原料および中間製品等を対象とした認定基準策定の検討を開始している。

バイオマス

ケミカルリサイクル

2022年5月

- マスバランス方式を用いてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの認定基準策定に向け、パブリックコメントを実施。

2022年9月

- 「エコマーク認定基準における「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の取扱方針」を策定。
- 以下の項目に対する取り扱い方針が示された。
 - バイオマス由来特性の割当率の基準値およびトレーサビリティ
 - バイオマス原料のサプライチェーンにおける持続可能性
 - 製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量（CO₂換算）が、代替しよとする従来の化石資源由来の樹脂と比較して増加しないこと
 - バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック使用製品等への表示方法

2023年2月

- エコマーク商品類型No.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装Version1」認定基準において、分類Kとして、「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを使用したプラスチック製容器包装」認定基準を制定。

2023年7月

- 上記認定基準（商品類型No.140）において、初めて商品が認定される。エコマークは、バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを使用した容器包装の認定は国内で初めてであるとしている。

2025年10月

- 繊維製品等の認定基準へのマスバランス方式導入に向け、「マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てた合成繊維、およびプラスチックの導入に関わる部分的な改定についての意見募集（パブリックコメント）」を実施。

2026年4月

- 繊維製品等の13商品類型（認定基準）にマスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てた合成繊維、およびプラスチックの導入に関わる部分的な改定。

2025年1月

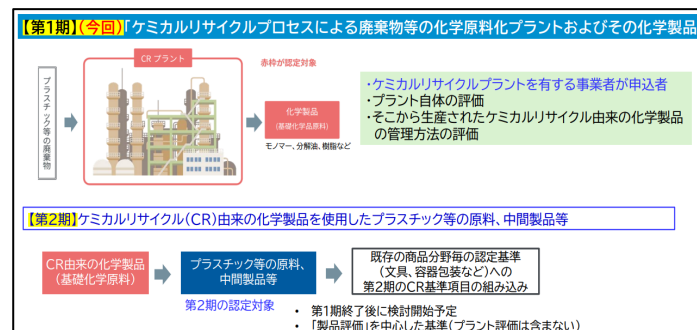
- プラスチックなどの廃棄物等の化学原料化プロセスを対象としたエコマーク商品類型No.513「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品Version1」認定基準（案）についてパブリックコメントを実施。

2025年4月

- エコマーク商品類型No.513「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品Version1」認定基準を制定。

2025年9月

- 上記認定基準で認定されたケミカルリサイクル由来のプラスチックや合成繊維、合成ゴム等の原料となる基礎化学品および誘導品を対象とした認定基準、および最終製品に導入する基準項目の取扱方針の策定を開始。



(出典) エコマーク事務局HP、エコマーク事務局、「「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品」認定基準（案）説明会」
https://www.ecomark.jp/pdf/20250128_seminar.pdf をもとに三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

(参考) プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方

- 環境省では令和4年度から有識者・専門家等で構成されるマスバランス方式に関する研究会・検討会において、プラスチック資源循環におけるマスバランス方式に係る課題等を議論しており、研究会・検討会における議論を踏まえ、「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」を令和6年9月に公表した。

プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方



令和6年9月 環境省

バイオプラスチックや再生プラスチックの利用をマスバランス方式を用いて行う場合には、実際の利用と比べて環境価値が一見して分かりにくい等の特性があるため、以下の3要素を満たすことが必要。

① 環境効果の把握

マスバランス方式を採用する前提として、そもそもバイオプラスチックや再生プラスチックを利用することによる**環境負荷低減の効果（環境価値）**を、LCA等の専門家とも相談しながら**適切に把握**すること。



② 環境価値の適正な管理

サプライチェーン上の環境価値のインプット・アウトプットを、必要に応じてサードパーティによる評価・認証も活用しながら、**適正に管理**すること。



③ 適切な表示・コミュニケーション

①環境効果の把握及び②環境価値の適正な管理を基に、**ユーザーや消費者が環境価値を正しく理解**するため、必要に応じてサードパーティとも相談しながら、製品特性に応じた**適切な表示・コミュニケーション**を行うこと。

(参考) 環境表示ガイドラインにおけるマスバランス方式への言及

- 環境表示ガイドラインでは、ISO/JIS Q 14021規格に基づく「5つの基本項目」を紹介しており、マスバランス方式により表示する場合でも、5つの基本項目をはじめとしたガイドラインの確認が必要としている。

●●● 参考 ●●●

マスバランス方式について

原料から製品までの加工・流通のサプライチェーンを監査する加工・流通過程の管理（Chain of Custody¹⁸）モデルの一つに、マスバランス方式があります。マスバランス方式とは、原料から製品への加工・流通工程において、ある特性を持った原料（例：リサイクル由来原料）がそうでない原料（例：石油由来原料）と混合される場合に、その特性を持った原料の投入量に応じて、製品の一部に対してその特性の割当を行う手法をいいます。実配合率と一致しない等、実際の利用と比べて環境価値が一見して分かりにくい等の特性があるため、マスバランス方式により再生材料やバイオプラスチック等の表示を行う場合には、製品特性に応じた適切な表示・コミュニケーションを行う必要があります。（参考：環境省「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」（令和 6 年 9 月））。マスバランス方式により表示する場合においても、5つの基本項目をはじめとした本ガイドラインの確認が必要です。また、マスバランス方式は様々な原材料にその考え方が適用されつつありますが、原材料ごとにその取扱いについて議論がされているため、確認することが必要です。

出典：環境省「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」（令和 6 年 9 月）

<https://www.env.go.jp/content/000254454.pdf>

環境表示ガイドラインの「5つの基本項目」

- あいまいな表現や主張は行わないこと
- 環境主張の内容に説明文を付けること
- 製品のライフサイクル全体を考慮すること
- 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること
- 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること

マスバランス方式を用いたプラスチックの表示方法の検討

- マスバランス方式を用いたプラスチックは市場への導入が始まった段階で、理解が十分に浸透していないことから、**マスバランス方式を用いたプラスチックを対象としたステークホルダー理解の促進に取り組む。**

基本的な考え方

- プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方（令和6年9月）において、「適切な表示・コミュニケーション」を満たすべき要素として提示している

③適切な表示・コミュニケーション

①環境効果の把握及び②環境価値の適正な管理を基に、ユーザーや消費者が環境価値を正しく理解するため、必要に応じてサードパーティとも相談しながら、製品特性に応じた適切な表示・コミュニケーションを行うこと

マスバランス方式の表示に関するガイドラインの作成

マスバランス方式を用いたプラスチックに係る表示事例集等の作成

ステークホルダー理解の促進

実施済・実施予定の検討

- マスバランス方式の再生プラスチック・バイオマスプラスチックの認証・表示事例の調査（R7年度実施済^[1]）

- ・ 海外の製品における表示例
- ・ EUの政策（SUPD、PPWR等）におけるマスバランス方式の活用状況
- ・ ISCC PLUS等認証制度における表示ルール

- 消費者庁等へのヒアリング、環境表示ガイドライン^[2]の「5つの基本項目」をもとに、適切な表示を検討（今年度実施）

環境表示ガイドライン

「5つの基本項目」

- ・ あいまいな表現や主張は行わないこと
- ・ 環境主張の内容に説明文を付けること
- ・ 製品のライフサイクル全体を考慮すること
- ・ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること
- ・ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること

（出典）

[1] 環境省（委託先：三菱UFリサーチ&コンサルティング）「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する調査・検討業務報告書」、<https://www.env.go.jp/content/000395279.pdf>

[2] 環境省「環境表示ガイドライン【令和8年3月版】」、<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/guideline.pdf>